
新規申請

目次

- 01.新規申請（届出）の流れ
- 02.新規申請【新規申請（届出）を選択する】
- 03.新規申請【手続きを行う申請等（法第79条、法第81条、法第89条）を選択する】
- 04.新規申請【基本情報を入力する】
- 05.新規申請【法第79条 離着陸の場所を選択する】
- 06.新規申請【法第79条 申請情報（離着陸の場所以外）を入力する】
- 07.新規申請【法第81条 申請情報を入力する】
- 08.新規申請【法第89条 届出情報を入力する】
- 09.新規申請【操縦者情報を選択する】

目次

- 10.新規申請【航空機情報を選択する】
- 11.新規申請【同乗者情報を選択する】
- 12.新規申請【申請（届出）情報を確認する】
- 13.新規申請【提出完了のメールを確認する】

01.新規申請（届出）の流れ 1/2

本システムで新規申請（届出）する場合の流れは以下の通りです。

各種マスタ管理情報を登録します。

申請に必要な航空機情報、操縦者情報、同乗者情報（法第81条の場合）、離着陸場所の情報（法第79条の場合）を予め登録します。

新規申請（届出）の手続きを開始**新規申請（届出）を選択する**

メインメニューで「新規申請（新規届出）」のボタンを選択し、ダイアログで「新規申請」ボタンを選択します。

手続きを行う申請等（法第79条、法第81条、法第89条）を選択する

対象の条文、航空機の種類、行為を行おうとする場所、申請先（届出先）を選択します。

**基本情報を入力する ※法人の場合
基本情報を入力する ※個人の場合**

申請者情報、飛行計画の概要を入力します。

※法第79条選択時のみ入力

法第79条 離着陸の場所を選択する

マスタ管理画面で登録した一覧から、申請する離着陸の場所を選択します。

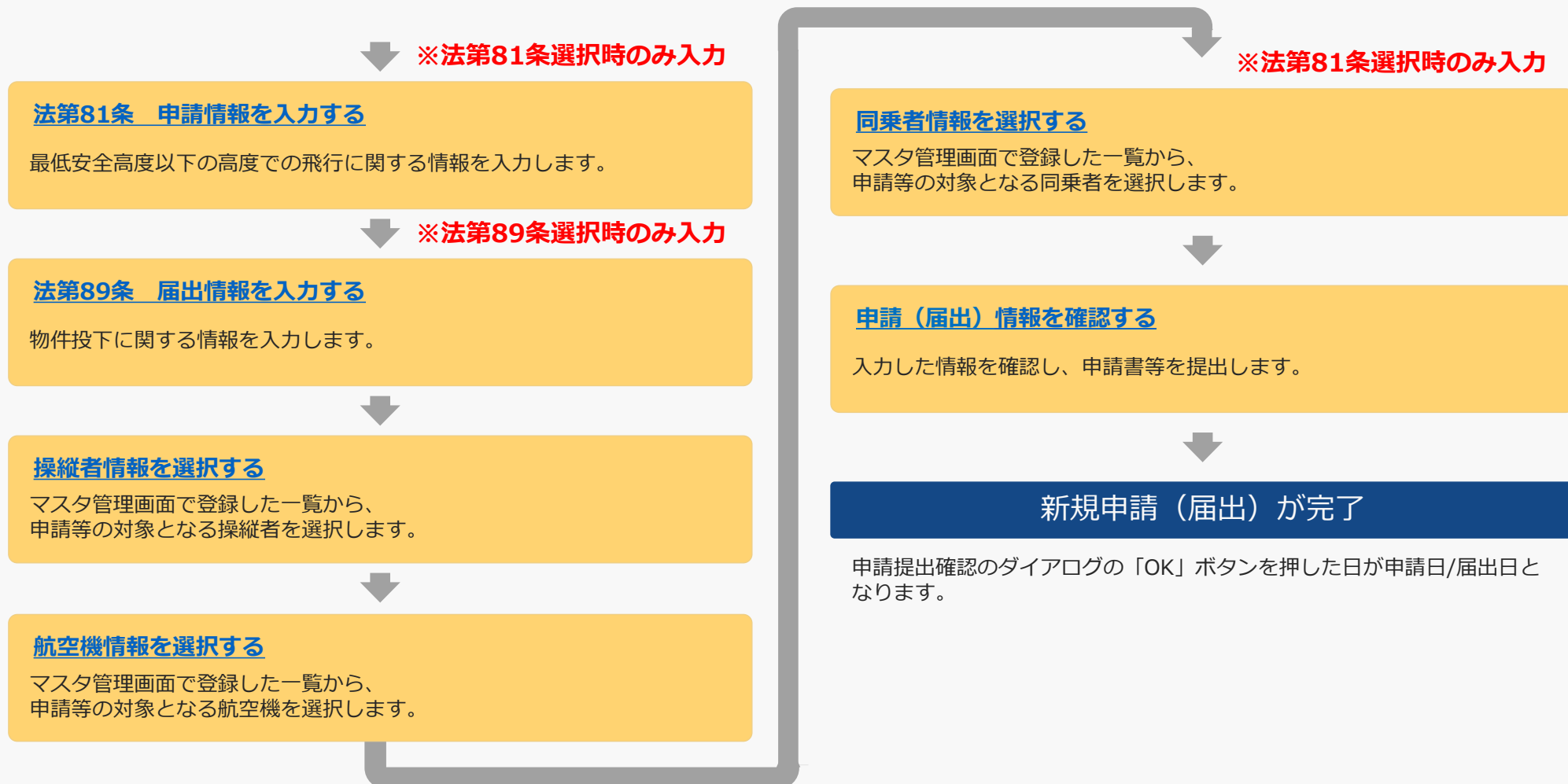
※法第79条選択時のみ入力

法第79条 申請情報（離着陸の場所以外）を入力する

空港等以外の場所における離着陸に関する情報を入力します。

01.新規申請（届出）の流れ 2/2

本システムで新規申請（届出）する場合の流れは以下の通りです。（続き）



02.新規申請【新規申請（届出）を選択する】

※申請に必要な航空機情報、操縦者情報、同乗者情報（法第81条の場合）、離着陸場所の情報（法第79条の場合）はあらかじめ各種マスタ管理情報を登録する必要があります。

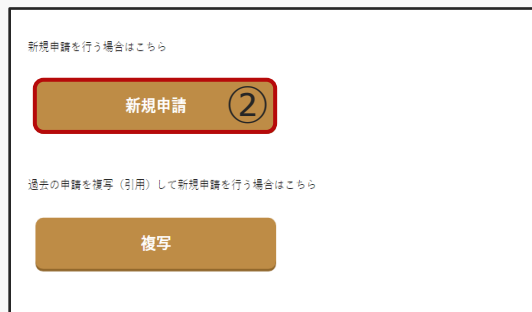


The screenshot shows the 'メインメニュー' (Main Menu) of the AOPS system. At the top, there's a header with the '国土交通省' (Ministry of Land, Infrastructure, and Transport) logo and 'AOPS' text. Below the header, there are navigation links: 'マニュアル' (Manual) and 'よくある質問' (Frequently Asked Questions). The main content area is titled 'メインメニュー' and contains four buttons: '新規申請（新規届出）' (New Application (New Filing)), '継続申請／再申請（継続届出／再届出）' (Continuation Application / Re-application (Continuation Filing / Re-filing)), '変更申請（変更届出）' (Change Application (Change Filing)), and '口頭許可後の手続き（災害時等）' (Procedures after Oral Permission (Disaster, etc.)). The '新規申請（新規届出）' button is highlighted with a red box and a circled '1'.

- ①メインメニュー画面の、
[申請書（届出書）を作成する]の見出しの
中にある **新規申請（新規届出）** を押します。

- ②「新規申請」ボタンと「複写」ボタンの
ダイアログで **新規申請** を押します。

「複写」ボタンでは、過去の申請等を引用して新規申請等を行うことができます。
複写による申請等を行う場合は、[こちら](#)を参照してください。



The screenshot shows a dialog box titled '新規申請を行う場合はこちら' (Click here to apply for a new application). It contains two buttons: '新規申請' (New Application) and '複写' (Copy). The '新規申請' button is highlighted with a red box and a circled '2'.

申請手続きを選択する画面が開きます。

03.新規申請【手続きを行う申請等（法第79条、法第81条、法第89条）を選択する】 1/2

申請・届出を行う手続き、航空機の種類、行為を行おうとする場所、申請先・届出先を選択します。

手続きを行う申請の選択

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

手続きを行う申請・届出場所、申請先を選択してください。

申請手続きを選択してください

☐ 飛行場以外の場所における離着陸（航空法第79条ただし書の規定による申請）
☐ 最低安全高度以下の高度での飛行（航空法第81条ただし書の規定による申請）
☐ 物件投下（航空法第89条ただし書の規定による届出）

申請・届出を行う航空機の種類を選択してください

☐ 飛行機
☐ 回転翼航空機

申請行為・届出行為を行おうとする場所を選択してください（いずれか1つ）

☐ 東日本（領海上を含む）
（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、長野県、静岡県）
☐ 西日本（領海上を含む）
（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）
☐ 公海上

※東日本、西日本、公海上にまたがる場合はそれぞれについて手続きを行ってください。

①申請・届出を行う手続きを選択します。
一個の飛行について、複数の許可等に係る条文の適用がある場合、複数選択することができます。

②申請・届出を行う航空機の種類を選択します。
航空機の種類は複数選択することができます。

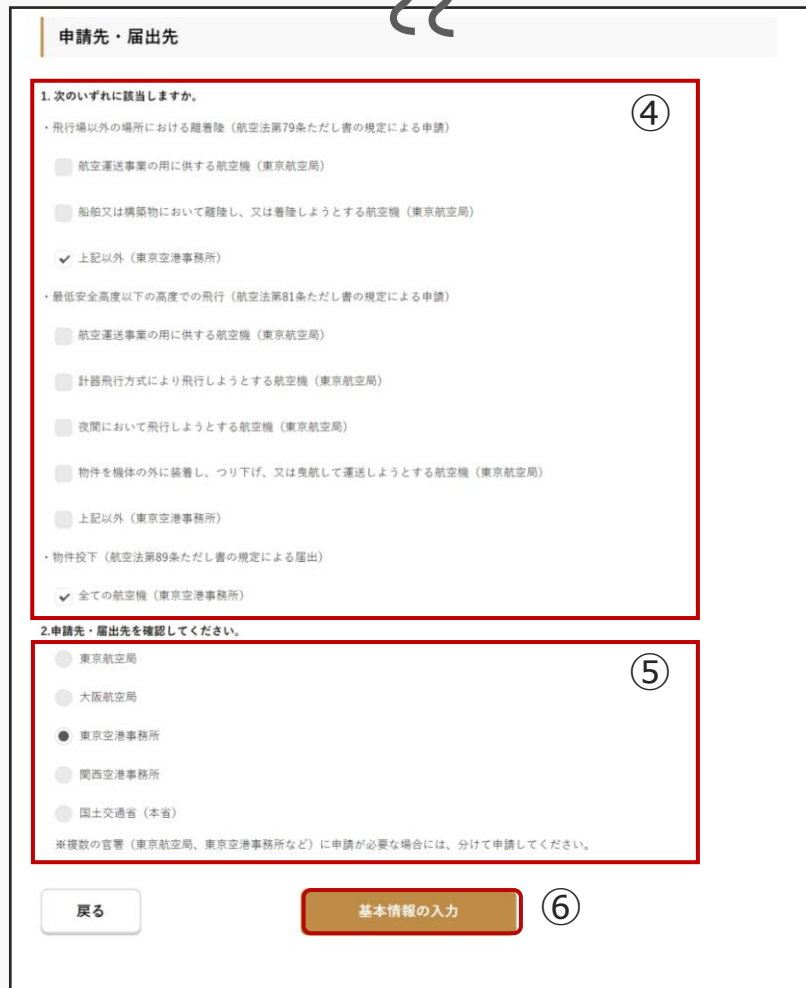
③申請行為・届出行為を行おうとする場所を以下のいずれかから選択します。

- ・東日本(領海上を含む)
- ・西日本(領海上を含む)
- ・公海上

※東日本、西日本、公海上にまたがる場合はそれぞれについて手続きを行ってください。

03.新規申請【手続きを行う申請等（法第79条、法第81条、法第89条）を選択する】 2/2

申請・届出を行う手続き、航空機の種類、行為を行おうとする場所、申請先・届出先を選択します。（続き）



申請先・届出先

1. 次のいずれに該当しますか。 ④

・飛行場以外の場所における離着陸（航空法第79条ただし書の規定による申請）

☐ 航空運送事業の用に供する航空機（東京航空局）

☐ 船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする航空機（東京航空局）

☒ 上記以外（東京空港事務所）

・最低安全高度以下の高度での飛行（航空法第81条ただし書の規定による申請）

☐ 航空運送事業の用に供する航空機（東京航空局）

☐ 計器飛行方式により飛行しようとする航空機（東京航空局）

☐ 夜間において飛行しようとする航空機（東京航空局）

☐ 物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする航空機（東京航空局）

☐ 上記以外（東京空港事務所）

・物件投下（航空法第89条ただし書の規定による届出）

☒ 全ての航空機（東京空港事務所）

2. 申請先・届出先を確認してください。 ⑤

☐ 東京航空局

☐ 大阪航空局

☒ 東京空港事務所

☐ 関西空港事務所

☐ 国土交通省（本省）

※複数の官署（東京航空局、東京空港事務所など）に申請が必要な場合には、分けて申請してください。

戻る 基本情報の入力 ⑥

④該当する航空機を選択します。

（③で「公海上」を選択した場合には、⑤に進んでください。）

※複数の官署（例：東京航空局・東京空港事務所）にまとめて申請等することはできません。それぞれの官署に手続きを行ってください。

※申請行為・届出行為を行おうとする場所で

「東日本（領海上を含む）」を選択した場合は、東京航空局又は東京空港事務所が、「西日本（領海上を含む）」を選択した場合は、大阪航空局又は関西空港事務所が表示されます。

※申請行為・届出行為を行おうとする場所で「公海上」を選択した場合は、申請先・届出先として国土交通省（本省）が自動で選択されます。

⑤申請行為・届出行為を行おうとする場所で選択した場所

及び④の選択に応じた申請（届出）先が自動で表示されますので正しいか確認してください。

⑥入力内容に間違いがないことを確認のうえ、

基本情報の入力 を押してください。

▼
[基本情報入力] 画面が開きます。

04.新規申請【基本情報を入力する】1/4

【法人の場合】申請者情報、飛行計画の概要を入力します。

基本情報、飛行計画の概要の入力

STEP 01 手続き選択 **STEP 02 基本情報入力** STEP 03 申請別情報入力 STEP 04 申請情報確認 STEP 05 申請提出

航空機の飛行日時と申請を行う申請者の情報を入力してください。

申請者情報

申請者の文書管理番号（任意） ①
*事業者独自で定められている番号があれば入力をお願いいたします。

法人番号 ②

企業・団体名

代表者氏名

本店又は主たる事務所の所在地
国/地域 都道府県

担当連絡先
所属
氏名
国/地域 +81
メールアドレス

緊急に連絡を要する場合の連絡先及び電話番号
☒ 上記の氏名及び連絡先電話番号と同じ
☐ 上記以外 ③

※個人の方は

[04.新規申請【基本情報を入力する】3/4～4/4](#)を参照してください。

申請者情報を入力します。

①申請書の文書管理番号がある場合は、こちらに記載します。（任意）

②入力に際し、ログイン中のアカウント情報から、法人番号、企業・団体名、代表者氏名、本店又は主たる事務所の所在地、担当者連絡先が自動入力されます。

※本画面でgBizID連携を行っている方のアカウント情報は自動入力され、[基本情報、飛行計画概要入力]画面にて、修正することはできません。修正が必要な場合は、gBizIDにてアカウント情報を変更の上、申請手続きを行うようにしてください。アカウント情報を修正するにあたり、申請情報の一時保存を行う場合は、[こちら](#)を参照してください。

③緊急時の連絡先について、担当者連絡先（氏名及び電話番号）と異なる場合は「上記以外」を選択し、緊急時に連絡が可能な連絡先（氏名及び電話番号）を記載してください。

04.新規申請【基本情報を入力する】2/4

【法人の場合】申請者情報、飛行計画の概要を入力します。（続き）

飛行計画の概要を入力します。

※各入力欄は最大500文字まで入力できます。

④飛行目的を入力してください。

⑤飛行期間・飛行時間、飛行経路を入力してください。なお、飛行の時間帯に夜間が含まれる場合は、「夜間を含む」を必ず選択してください。

※飛行時間については、日によって異なる場合は最も広い時間帯を選択・入力のうえ、備考欄に詳細を記載してください。

(例：飛行期間内に終日飛行する日が1日でもある場合は「終日」を選択し、備考欄に「〇/〇～〇/〇までは〇時～〇時、□/□～□/□までは□時～□時」と記載する)

※離着陸場所の申請（法第79条ただし書の申請）について、複数の離着陸場での離着陸を申請する場合、

離着陸場によって離着陸の時間が

異なる場合 には、離着陸の時間帯が最も広い離着陸場を考慮した飛行時間を選択・入力のうえ、備考欄に詳細を記載してください。

(例：「終日」で離着陸する離着陸場と「日出～日没」で離着陸する

離着陸場がある場合には、「終日」を選択し、

備考欄に「離着陸場によって離着陸の時間が異なります。」と記載する)

⑥入力が完了したら、画面下部中央に表示されているボタンを押してください。

※表示されるボタン名は手続きを行う条文により異なります。

➤ 法第79条の手続きを含む場合は、

79条申請情報の入力
(離着陸場所の選択)

が表示されます。

➤ 法第79条の手続きを含まず、法第81条の手続きが含まれる場合は、

81条申請情報の入力

が表示されます。

➤ 法第89条の手続きのみの場合は、

89条申請情報の入力

が表示されます。



04.新規申請【基本情報を入力する】3/4

【個人の場合】申請者情報、飛行計画の概要を入力します。

※法人の方は

[04.新規申請【基本情報を入力する】1/4～2/4](#)を参照してください。

申請者情報を入力します。

- ①入力に際し、ログイン中のアカウント情報として、氏名、フリガナ、住所、連絡先が自動入力されます。初期入力された内容は修正することもできます。
※フリガナは全角カタカナ、全角スペース又は半角スペース、記号（－、・、～）が使用可能です。
- ②緊急時の連絡先について、申請者の氏名及び連絡先と異なる場合は「上記以外」を選択し、緊急時に連絡が可能な連絡先（氏名及び電話番号）を記載してください。
- ③申請書の文書管理番号がある場合は、こちらに記載します。（任意）

基本情報、飛行計画の概要の入力

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

航空機の飛行日時と申請を行う申請者の情報を入力してください。

申請者情報

氏名

フリガナ

住所

連絡先

メールアドレス

緊急に連絡を要する場合の
連絡先及び電話番号

申請書の文書管理番号（任意）

①

②

③

＊申請書に申請者側の文書番号を付す場合は、こちらに記載願います。

04.新規申請【基本情報を入力する】4/4

【個人の場合】申請者情報、飛行計画の概要を入力します。(続き)

飛行計画の概要を入力します。

※各入力欄は最大500文字まで入力できます。



④飛行目的を入力してください。

⑤飛行期間・飛行時間、飛行経路を入力してください。なお、飛行の時間帯に夜間が含まれる場合は、「夜間を含む」を必ず選択してください。

※飛行時間については、日によって異なる場合は最も広い時間帯を選択・入力のうえ、備考欄に詳細を記載してください。

(例：飛行期間内に終日飛行する日が1日でもある場合は「終日」を選択し、備考欄に「〇/〇～〇/〇までは〇時～〇時、□/□～□/□までは□時～□時」と記載する)

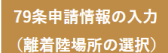
※離着陸場所の申請（法第79条ただし書の申請）について、複数の離着陸場での離着陸を申請する場合で、離着陸場によって離着陸の時間が異なる場合には、離着陸の時間帯が最も広い離着陸場を考慮した飛行時間を選択・入力のうえ、備考欄に詳細を記載してください。

(例：「終日」で離着陸する離着陸場と「日出～日没」で離着陸する離着陸場がある場合には、「終日」を選択し、備考欄に「離着陸場によって離着陸の時間が異なります。」と記載する)

⑥入力が完了したら、画面下部中央に表示されているボタンを押してください。

※表示されるボタン名は手続きを行う条文により異なります。

➤ 法第79条の手続きを含む場合は、

が表示されます。

➤ 法第79条の手続きを含まず、法第81条の手続きが含まれる場合は、

が表示されます。

➤ 法第89条の手続きのみの場合は、

が表示されます。

05.新規申請【法第79条 離着陸の場所を選択する】

マスタ管理画面で登録した一覧から、申請する離着陸の場所を選択します。
※離着陸の場所はマスタ管理画面で予め登録することが必要です。

離着陸場所の選択

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

「空港等以外の場所における離着陸の許可申請」において申請する離着陸の場所を選択してください。

法第79条 空港等以外の場所における離着陸の許可申請

場外地ID

名称

住所

種別

①

選択してください

検索

☐ 全てを選択

③

場外地ID	名称	住所	種別	離着陸の時間帯	灯火施設
☒ 000001	瀬峰場外離着陸場	宮城県栗原市	建築物以外の構築物（特殊地域）	09時00分～18時00分	風向灯 境界灯
☐ 000004	瀬峰場外離着陸場	宮城県栗原市	建築物（路線）	10時00分～17時00分	風向灯 境界灯

1 2 3 4

戻る

79条申請情報の入力
(続き)

④

一覧には、マスタ管理画面で登録した全ての情報が表示されます。
なお、離着陸の場所が21件以上ある場合は、複数ページで表示されます。

- ①離着陸の場所を検索する場合には、
「場外地ID」、「名称」、「住所」、「種別」などを入力して
「検索」ボタンを押すと、該当する離着陸の場所が表示されます。
※「名称」、「住所」は、部分一致検索が可能です。
※②でチェックをつけた後に **検索** を押しても、
既につけたチェックは維持されます。
- ②申請する離着陸の場所の左端の口にチェックをつけてください。
※本画面で離着陸の場所の追加や離着陸場所情報の変更はできません。
追加等が必要な場合はマスタ管理画面で追加・変更登録した上で手続きを
おこなってください。離着陸の場所を追加・変更するにあたり、
申請情報の一時保存を行う場合は、[こちら](#)を参照してください。
- ③「全てを選択」をチェックすると、画面に表示されている
全ての離着陸の場所が選択されます。
※複数ページある場合は、「全てを選択」をチェックしても、
画面に表示されていない離着陸の場所は選択されません。
- ④申請する全ての離着陸の場所にチェックをつけたら、
**79条申請情報の入力
(続き)** を押してください。
法第79条 申請別情報を入力する画面が開きます。

06.新規申請【法第79条 申請情報（離着陸の場所以外）を入力する】 1/5

空港等以外の場所における離着陸に関する情報を入力します。

申請別情報の入力

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

「空港等以外の場所における離着陸の許可申請」に関する情報を入力してください。

法第79条 空港等以外の場所における離着陸の許可申請

離着陸の期間

2025/01/08 ~ 2025/01/19

①

離着陸地帯等の図 ①

以下の資料を添付してください。また、離着陸地帯等に関する基準は、[こちらのページ](#)の許可等基準を参照してください。

- ・離着陸地帯（特定の方向に向かって行う航空機の離着陸又は着陸の用に供するために設けられる離着陸場内の区域）等の実測図
- ・離着陸地帯の最近の路面の状況（てん庄及び堅地の程度、横断及び縦断こう配、凹凸及びき裂の有無、土質等）を示す図
- ・進入区域、転移表面の投影図及び場周飛行を行う範囲内の障害物の位置及び高さ並びに人又は家屋の密集の程度を示す図
- ・灯火施設の配置図、灯光や光度等が確認できる資料

添付ファイル1

選択

※選択されていません

②

添付ファイル2

添付ファイル.pdf

削除

③

添付ファイル3

選択

※選択されていません

添付ファイル4

選択

※選択されていません

添付ファイル5

選択

※選択されていません

離着陸の理由

④

- ①【離着陸の期間】には、【基本情報入力】画面で入力した【飛行計画の概要/飛行期間】が自動反映されます。内容に間違いがないことを確認してください。
※修正が必要な場合は、戻るで【基本情報入力】画面へ戻り【飛行計画の概要/飛行期間】を修正してください。

- ② **選択** を押して、以下の図、資料を添付してください。その他申請に関する資料がある場合もこちらに添付してください。それぞれ分けて添付する、または、まとめて1つのファイルにして添付する、のいずれも可能です。
- ・離着陸地帯等の実測図
 - ・離着陸地帯の最近の路面の状況を示す図
 - ・進入区域、転移表面の投影図及び場周飛行を行う範囲内の障害物の位置及び高さ並びに人又は家屋の密集の程度を示す図
 - ・灯火施設の配置図、灯光や光度等が確認できる資料

※同じファイル名のファイルは添付できません。
※添付可能なファイルの拡張子は"jpg","jpeg","png","pdf"です。
※ファイル名の最大文字数は45文字です。
※1申請あたりの最大合計ファイル容量は80MBです。
（他の条文の添付ファイルも含まれます。また、個々のファイル容量の最大値も80MBですが、その場合、添付は1つに限られます。）
※添付可能なファイル数の上限は5つです。

- ③添付ファイルを変更したい場合は **削除** にて削除して再度ファイルを選択してください。

- ④【離着陸の理由】について、空欄に入力してください。
※最大500文字まで入力できます。

06.新規申請【法第79条 申請情報（離着陸の場所以外）を入力する】2/5

空港等以外の場所における離着陸に関する情報を入力します。（続き）

22

事故を防止するための措置

☐ 離着陸地帯及びその近傍であって、地上の障害となるおそれのある範囲内は、人の立入りを禁止します。

☐ 離着陸地帯の短辺近くの入域内は、できる限り人又は物件等が存在しない状態とします。

⑤

● 多数の人が参集するおそれがありますか。

☐ いいえ

☒ はい

☒ 警備員を配置します。

☐ 以下の措置を講じます。

● 離着陸地帯には横断道路がありますか。又は離着陸地帯の短辺に近接して道路がありますか。

☐ いいえ

☒ はい

☒ 離着陸の際、通行止めを行います。

☐ 離着陸の際、以下の措置を講じます。

● 離着陸場の近辺に病院、学校等がありますか。

☐ いいえ

☒ はい

☒ 風向その他の事由でやむを得ないときを除き、これらの近辺の上空における飛行を避けます。

● 多数の航空機が同時に同一離着陸場を使用しますか。

☐ いいえ

☒ はい

☒ 離着陸の順序、時期、場周飛行の方法及び係留場所について各航空機使用者間で十分に具体的な打ち合わせを行います。

☐ その他、事故を防止するために以下の措置を講じます。（自由入力）

⑥

⑦

22

事故を防止するための措置を入力します。

⑤該当する項目をチェックしてください。

⑥該当する項目（はい・いいえ）を選択してください。「はい」を選択した場合は具体的な措置の内容を入力又はチェックしてください。

⑦上記⑤、⑥以外に講じた事故を防止するための措置を講じる場合は、こちらに入力してください。
※各入力欄は最大500文字まで入力できます。

06.新規申請【法第79条 申請情報（離着陸の場所以外）を入力する】 3/5

空港等以外の場所における離着陸に関する情報を入力します。（続き）

その他参考となる事項

- ☒ 離着陸場の使用について、土地所有者又は管理者の許可承諾を得ています。（自らの土地を使用する場合を含む）
- 防災対応離着陸場における離着陸の場合、以下の要件を満たしているかをご確認ください。
 - ☒ 災害時における緊急輸送活動のための物資、人員等の輸送又はそのための訓練であること。
 - ☒ 地面効果外ホバリング重量の95%以下の重量で運航すること。
 - ☒ 操縦士の資格は、定期運送用操縦士又は事業用操縦士であること。
- 標識等の設置について（回転翼航空機）
 - ☐ 離着陸地帯の境界を示す標識を設置します。 ⑧
 - 上記の標識については以下の理由から設置が困難です。
 - ・ 設置できない標識
 -
 - ・ 設置できない理由
 -
- 防災対応離着陸場においては、離着陸地帯の境界を示す標識、接地帯標識を設置します。 ⑧
 - 上記の標識については以下の理由から設置が困難です。
 - ・ 設置できない標識
 -
 - ・ 設置できない理由
 -
- 風向指示器の設置について
 - ☐ 離着陸地帯の近傍に風向指示器を設置します。
 - 風向指示器については以下の理由から設置が困難であるため、以下の代替措置を講じます。
 - ・ 設置できない理由
 -
 - ・ 代替措置
 -
- 附帯施設の設置について（建築物（一般）の場合）

その他参考となる事項を入力します。

画面に沿って該当する項目を選択または入力してください。

※申請する航空機の種類や離着陸の場所の種別等、

これまでの選択内容によって表示される内容は異なります。

左の画面イメージでは、

以下のとおり選択した場合の画面表示を例示しています。

■ [手続き選択] 画面で

「回転翼航空機」、「東京空港事務所」を選択

■ [離着陸場所の選択] 画面で、「建築物（一般）」及び

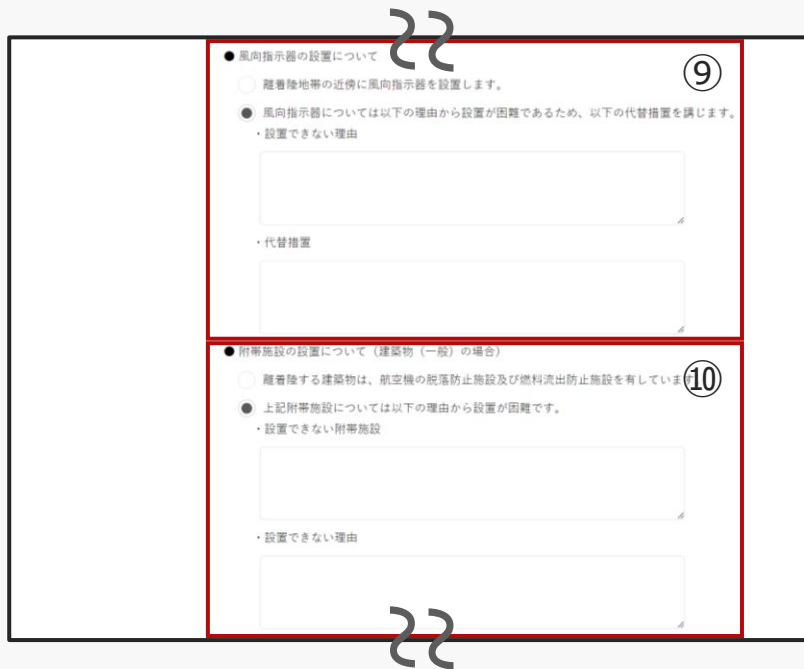
「地上（防災対応）」に該当する離着陸の場所を選択

⑧「標識等の設置」について、設置することが困難である場合は、設置できない標識及びその理由を入力してください。

※各入力欄は最大500文字まで入力できます。

06.新規申請【法第79条 申請情報（離着陸の場所以外）を入力する】 4/5

空港等以外の場所における離着陸に関する情報を入力します。（続き）



その他参考となる事項を入力します。（前頁からの続き）
画面に沿って該当する項目を選択または入力してください。
※各入力欄は最大500文字まで入力できます。

⑨「風向指示器の設置」について、
設置することが困難である場合は、
設置できない理由及び代替措置を入力してください。

⑩「附帯施設の設置」について、設置することが困難である場合は、
設置できない附帯施設及びその理由を入力してください。
※申請する航空機の種類や離着陸の場所の種別等、
これまでの選択内容によって表示される内容は異なります。
左の画面イメージでは、
「離着陸場所の選択」画面で、「建築物（一般）」に
該当する離着陸の場所を含んで
選択した場合の画面表示を例示しています。

06.新規申請【法第79条 申請情報（離着陸の場所以外）を入力する】 5/5

空港等以外の場所における離着陸に関する情報を入力します。（続き）

22

●離着陸場所は自然環境保全法及び自然公園法に基づく航空機の着陸規制地域に該当しますか。

☒ いいえ

☐ はい

●飛行させる航空機は自家用航空機（超軽運動力機を除く）ですか。

☒ いいえ

☐ はい

●灯火施設

☐ 夜間に離着陸する場合には、配置、灯光等、光度等の基準を満たすように設置します。 ⑪

灯火施設に関する基準は [こちら](#)

☐ 灯火施設について、緊急に点灯する必要がある場合を除き、着陸予定時刻の1時間前に点灯の準備をし、当該着陸予定時刻の少なくとも10分前に点灯します。また、離陸した時は離陸後少なくとも5分間は点灯を継続します。

●包括許可（回転翼航空機に関する事項）

申請された飛行期間は3ヶ月～6ヶ月に該当するため、以下の全ての要件を満たす必要があります。 ⑫

☐ 当該離着陸場において6ヶ月以上の許可実績があり、その間安全上の問題を生じていません。

☐ 同一の飛行目的、かつ、同一場所において離着陸を行います。

☐ 使用前に、現況点検表を用いて申請時から状況の変化がないことを確認します。

☐ 許可期間内であっても申請時から状況の変化があった場合には速やかに報告し、改めて申請します。

上記以外に参考となる事項があれば、こちらに記載してください。 ⑬

戻る

操縦者情報の選択 ⑭

その他参考となる事項を入力します。（前頁からの続き）
画面に沿って該当する項目を選択または入力してください。
※申請する航空機の種類や離着陸の場所の種別等、
これまでの選択内容によって表示される内容は異なります。

⑪「灯火施設」について、[離着陸場所の選択]画面にて離着陸の時間帯に「終日」又は「夜間を含む」が設定された離着陸場が選択されている場合のみ表示されます。

⑫許可期間が「包括的な許可」に該当する場合、航空機の種類や飛行期間に応じた要件が表示されます。

※左の画面イメージでは、回転翼航空機の場合であって、飛行期間が3ヶ月を超え6ヶ月を限度とする場合の画面表示を例示しています。

⑬その他、補足事項があれば入力してください。（任意）
※最大500文字まで入力できます。

⑭入力が完了したら画面下部中央に表示されているボタンを押してください。
※表示されるボタン名は手続きを行う条文により異なります。

- 法第81条の手続きを含む場合は、**81条申請情報の入力**が表示されます。
- 法第81条の手続きを含まず、法第89条の手続きが含まれる場合は、**89条申請情報の入力**が表示されます。
- 法第81条及び89条の手続きを含まない場合には、**操縦者情報の選択**が表示されます。

07.新規申請【法第81条 申請情報を入力する】 1/3

最低安全高度以下の高度での飛行に関する情報を入力します。



①「低空飛行を行う経路」について、「都道府県」を選択し、その右の欄には、番地を含まない市区町村までの住所を入力してください。詳細な場所は添付ファイルとして飛行経路の図面等で補足してください。領海上又は公海上の場合はそれぞれ該当するものを選択し、その右の欄におおよその場所（「〇〇県沖合」等）を入力してください。なお、低空飛行を行う場所が同じ市区町村内で複数ある場合は、市区町村内の実施場所の合計を入力のうえ、詳細な場所は飛行経路の図面等で補足することも可能です。※各入力欄は最大200文字まで入力できます。

②「低空飛行を行う高度」について、入力してください。（高度幅がある場合は下限値と上限値について入力してください。）※単位は「m」「f t」いずれかの選択が可能です。

③「備考欄」は、飛行機や回転翼航空機で飛行高度が異なる場合など、補足事項がある場合に必要に応じて記載してください。（例：高度について、飛行機は〇～〇m、回転翼航空機は〇～〇m）

④複数の場所（市区町村）において低空飛行を申請する場合には、**追加入力**を押してください。※最大200件まで登録可能です。

07.新規申請【法第81条 申請情報を入力する】2/3

最低安全高度以下の高度での飛行に関する情報を入力します。（続き）



- ⑤ **選択** を押して、以下の図、資料を添付してください。
その他申請に関する資料がある場合もこちらに添付してください。
それぞれ分けて添付する、または、
まとめて1つのファイルにして添付する、のいずれも可能です。

- ・経路上の飛行高度
- ・飛行経路を実施する地点又は地域
- ・利用可能な不時着地点及び低空飛行実施場所から当該不時着地点に至るまでの間における障害物件並びに人又は家屋の密集の程度を示す図

- ⑥ 添付ファイルを変更したい場合は **削除** にて
削除して再度ファイルを選択してください。

- ※同じファイル名のファイルは添付できません。
- ※添付可能なファイルの拡張子は"jpg"/"jpeg"/"png"/"pdf"です。
- ※ファイル名の最大文字数は45文字です。
- ※1申請あたりの最大合計ファイル容量は80MBです。
(他の条文の添付ファイルも含みます。また、個々のファイル容量の最大値も80MBですが、その場合、添付は1つに限られます。)
- ※添付可能なファイル数の上限は5つです。

- ⑦ 「低空飛行を行う理由」について、該当する項目を選択してください。
該当する項目がない場合は「その他」を選択し、
その右の欄に入力してください。
※各入力欄は最大500文字まで入力できます。

07.新規申請【法第81条 申請情報を入力する】3/3

最低安全高度以下の高度での飛行に関する情報を入力します。（続き）

その他参考となる事項

☐ 低空飛行は次のいずれにも該当しません。

①石油コンビナート地帯上空の飛行
②原子力関係施設上空の飛行
③重要文化財指定建造物上空の飛行
④回転翼航空機による人又は家屋の密集地域上空における高度400フィート以下での対気速度毎時30マイル以下の飛行

☐ 緊急の際に不時着陸を行わざるを得ない場合に地上又は水上の人又は物件に危険を与えることなく不時着陸できる経路、高度を選定します。

● 競馬場、野球場、その他の競技場等において競技等の開催中にこれらの上空で低空飛行を行いますか。

☐ いいえ
☒ はい

☐ 主催者側の承諾を得ています。

● 多数の航空機が同一場所で同時に低空飛行を行う、又は行う可能性がありますか。

☐ いいえ
☒ はい

☐ 関係隣接士間において各航空機間の間隔、進入、旋回及び離脱の方法等について十分な調整を行います。

● 航空運送事業者または航空機使用事業者の申請であって、かつ、人員のつり上げ・つり下げを伴う輸送を行いますか。

☐ いいえ
☒ はい

☐ 運航規程等並行規則に定める当該輸送の要件に基づき運航規程等を定めており、かつ、同要件に従って運航を行います。

● 通信許可

申請された飛行期間は16日～3ヶ月に該当するため、以下の全ての要件を満たす必要があります。⑧

☐ 許可基準に規定された事項について状況変化が少ないことを確認しています。
許可基準はこちらのページの許可等基準を参照してください。

☐ 同一の飛行目的により、同一地域において低空飛行を行います。

☐ 飛行前に申請時から状況の変化がないことを確認します。

☐ 許可期間内であっても申請時から状況の変化があった場合には速やかに報告し、改めて申請を行います。

上記以外に参考となる事項があれば、こちらに記載してください。⑨

戻る

操縦者情報の選択 ⑩

その他参考となる事項を入力します。

画面に沿って該当する項目を選択または入力してください。

※申請する航空機の種類や離着陸の場所の種別等、これまでの選択内容によって表示される内容は異なります。

⑧許可期間が「包括的な許可」に該当する場合、飛行期間に応じた要件が表示されます。

※左の画面イメージでは、飛行期間が15日を超え3ヶ月を限度とする場合の画面表示を例示しています。

⑨その他、補足事項があれば入力してください。（任意）
※最大500文字まで入力できます。

⑩入力が完了したら画面下部中央に表示されているボタンを押してください。
※表示されるボタン名は手続きを行う条文により異なります。

➤ 法第89条の手続きを含む場合は、

89条申請情報の入力 が表示されます。

➤ 法第89条を含まない場合には、

操縦者情報の選択 が表示されます。

08.新規申請【法第89条 届出情報を入力する】 1/3

物件投下に関する情報を入力します。



画面に沿って必要事項を選択または入力してください。
※各入力欄は、最大200文字まで入力できます。

- ①「物件投下の目的」について入力してください。
- ②「投下物件の概要」について、[名称][形状(規格)][重量]を入力してください。投下物件が複数ある場合は **追加入力** を押して追加してください。入力フォームが切り替わり、投下物件の情報を追加することができます。
※最大200件まで登録可能です。
- ③「投下場所」について、「都道府県」を選択し、その右の欄には市区町村以下、番地を含めて住所を入力してください。
※法第81条申請と異なり、法第89条届出に際しては番地まで記載してください。
領海上又は公海上の場合はそれぞれ該当するものを選択し、その右の欄におおよその場所(「〇〇県沖合」等)を入力してください。
- ④「投下を行う高度」について、入力してください。
(高度幅がある場合は下限値と上限値について入力してください。)
※単位は「m」「f t」いずれかの選択が可能です。
- ⑤「備考欄」は飛行機や回転翼航空機で飛行高度が異なる場合など、補足事項がある場合に必要に応じて記載してください。
(例：高度について、飛行機は〇～〇m、回転翼航空機は〇～〇m)
- ⑥複数の場所において物件投下を行う場合は、**追加入力** を押してください。入力フォームが切り替わり、物件投下場所の情報を追加することができます。
※最大200件まで登録可能です。

08.新規申請【法第89条 届出情報を入力する】 2/3

物件投下に関する情報を入力します。（続き）



投下場所の図面等 ①

以下の資料を添付してください。

- ・投下地点又は投下地帯及びその周辺の人又は家屋の密集の程度を示す図
- ・（必要に応じ）物件の概要図

添付ファイル1 **選択** ※選択されていません ⑦

添付ファイル2 **添付ファイル.pdf** **削除** ⑧

添付ファイル3 **選択** ※選択されていません

添付ファイル4 **選択** ※選択されていません

添付ファイル5 **選択** ※選択されていません

地上又は水上の人又は物件に対する危害予防措置 ⑨

☐ 投下場所に正確に投下が行われるよう飛行の安全に支障のない範囲で十分に低い高度及び速度で飛行します。

☐ 必要やむを得ない場合を除き、投下場所は、送電線、高圧線等の架線区域及び交通量の多い地域でないことを確認の上実施します。

☐ 投下する物件の重量、形状、投下方法（落下傘の有無、投下高度、投下速度）、風向、風速等を考慮し、地上の物件等に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれのないよう、投下場所に十分な余裕面積を確保します。

● 競馬場、野球場その他の競技場等において競技等の開催中に物件を投下しますか。

☐ いいえ

☒ はい

☐ 主催者側の承諾を得ています。

● 夜間に物件を投下しますか。

☐ いいえ

☒ はい

☐ 特定の飛行目的を達成するためにやむを得ず、夜間に投下するものです。

☐ 投下目標地点及びその近傍を照らす等の安全を確保するための措置を講じます。

- ⑦ **選択** を押して、以下の図、資料を添付してください。
 その他届出に関する資料がある場合もこちらに添付してください。
 それぞれ分けて添付する、
 または、まとめて1つのファイルにして
 添付する、のいずれも可能です。
- ・投下地点又は投下地帯及びその周辺の人又は家屋の密集の程度を示す図
 - ・（必要に応じ）物件の概要図

- ⑧ 添付ファイル変更したい場合は **削除** にて
 削除して再度ファイルを選択してください。

※同じファイル名のファイルは添付できません。
 ※添付可能なファイルの拡張子は“jpg”、“jpeg”、“png”、“pdf”です。
 ※ファイル名の最大文字数は45文字です。
 ※1申請あたりの最大合計ファイル容量は80MBです。
 （他の条文の添付ファイルも含みます。また、個々のファイル容量の
 最大値も80MBですが、その場合、添付は1つに限られます。）
 ※添付可能なファイル数の上限は5つです。

- ⑨ 「地上又は水上の人又は物件に対する危害予防措置」について、
 画面に沿って該当する項目を選択または入力してください。

08.新規申請【法第89条 届出情報を入力する】 3/3

物件投下に関する情報を入力します。（続き）

22

●落下傘付物件を投下しますか。

☐ いいえ

☒ はい

☐ 落下傘が開かない場合又はつりひもが切れた場合においても地下の物件等に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれのないよう措置します。

●撒面剤等を投下しますか。

☐ いいえ

☒ はい

商品名

薬品名

☐ 危害予防のための措置を講じます。

※措置の内容を以下に記載ください

その他参考となる事項

●包括届出

届出期間は16日～1ヶ月に該当するため、以下の全ての要件を満たす必要があります。

☐ 投下方法、投下場所等の状況の変化が少ないことを確認しています。

☐ 届出期間内であっても届出時から状況の変化があった場合には改めて届出します。

上記以外に参考となる事項があれば、こちらに記載してください。

戻る

操縦者情報の選択

13

⑩「地上又は水上の人又は物件に対する危害予防措置」（続き）
画面に沿って該当する項目を選択または入力してください。
※各入力欄は最大200文字まで入力できます。

「その他参考となる事項」を入力します。
画面に沿って該当する項目を選択または入力してください。

⑪届出期間が「包括的な届出」に該当する場合、
航空機の種類や飛行期間に応じた要件が表示されます。
※左の画面イメージでは、飛行期間が15日を超え
1ヶ月を限度とする場合の画面表示を例示しています。

⑫その他、補足事項があれば入力してください。（任意）
※最大500文字まで入力できます。

⑬入力が完了したら **操縦者情報の選択** を押してください。
操縦者情報を選択する画面が表示されます。

09.新規申請【操縦者情報を選択する】

マスタ管理画面で登録した一覧から、申請等の対象となる操縦者を選択します。

操縦者情報の選択

STEP 01 手続き選択 STEP 02 基本情報入力 **STEP 03 申請別情報入力** STEP 04 申請情報確認 STEP 05 申請提出

機体を選択する操縦者情報を選択してください。

操縦者氏名

所有資格
選択してください

技能証明番号

検索

全てを選択

	操縦者氏名	所有資格	技能証明番号	限定事項
☒	● ●	定期	123000001	0000000010
☐	● ●	事業用	123000002	0000000011

1 2 ▶▶

戻る 航空機情報の選択

一覧には、マスタ管理画面で登録した全ての情報が表示されます。
なお、操縦者情報が21件以上ある場合は、複数ページで表示されます。

- ① 申請する操縦者の左端の口にチェックをつけてください。
※本画面で操縦者を追加することはできません。
追加が必要な場合はマスタ管理画面で登録した上で
手続きをおこなってください。操縦者情報を追加するにあたり、
申請情報の一時保存を行う場合は、[こちら](#)を参照してください。
- ② 「全てを選択」をチェックすると、画面に表示されている
全ての操縦者が選択されます。
※複数ページある場合は、「全てを選択」をチェックしても、
画面に表示されていない操縦者は選択されません。
- ③ 操縦者を検索する場合には、「操縦者氏名」、「所有資格」などを
入力して **検索** を押すと、該当する操縦者が表示されます。
※部分一致検索が可能です。
※チェックをつけた操縦者は「検索」ボタンを
押してもチェックされた状態が維持されます。
- ④ 申請する全ての操縦者を選択した後、
航空機情報の選択 を押してください。
航空機情報を選択する画面が表示されます。

10.新規申請【航空機情報を選択する】

マスタ管理画面で登録した一覧から、申請等の対象となる航空機を選択します。

航空機情報の選択

STEP 01 手続き選択 STEP 02 基本情報入力 **STEP 03 申請別情報入力** STEP 04 申請情報確認 STEP 05 申請提出

飛行させる航空機情報を選択してください。

型式名

国籍・登録記号

③

検索

全てを選択 ②

	型式名	国籍・登録記号
☒ ①	HP記載機E（滑空機）	0000000011
☐	HP記載機F1（回転翼マルチ）	0000000012

1 2 ▶ ▶▶

戻る

同乗者情報の選択 ④

一覧には、マスタ管理画面で登録した全ての情報が表示されます。
なお、航空機情報が21件以上ある場合は、複数ページで表示されます。

- ①申請する航空機の左端の口チェックをつけてください。
※本画面で航空機を追加することはできません。
追加が必要な場合はマスタ管理画面で登録した上で手続きをおこなってください。
航空機情報を追加するにあたり、申請情報の一時保存を行う場合は、[こちら](#)を参照してください。
- ②「全てを選択」をチェックすると、画面に表示されている全ての航空機が選択されます。
※複数ページある場合は、「全てを選択」をチェックしても、画面に表示されていない航空機は選択されません。
- ③航空機を検索する場合には、「型式名」または「国籍・登録記号」を入力して **検索** を押すと、該当する航空機が表示されます。
※部分一致検索が可能です。
※チェックをつけた航空機は「検索」ボタンを押してもチェックされた状態が維持されます。
- ④申請する全ての航空機を選択した後、画面下部中央にあるボタンを押してください。
 - 法第81条を含む手続きの場合は、**同乗者情報の選択** が表示されます。
 - 法第81条の手続きを含まない場合は、**入力情報の確認** が表示されます。

11.新規申請【同乗者情報を選択する】

マスタ管理画面で登録した一覧から、申請等の対象となる同乗者を選択します。



一覧には、マスタ管理画面で登録した全ての情報が表示されます。
なお、同乗者情報が21件以上ある場合は、複数ページで表示されます。
※本画面は法第81条ただし書に係る手続きを行う場合のみ表示されます。

- ① 申請する同乗者の左端の口チェックをつけてください。
同乗者がいない場合にはチェック不要です。
※本画面で同乗者を追加することはできません。
追加が必要な場合はマスタ管理画面で登録した上で
手続きをおこなってください。
同乗者情報を追加するにあたり、
申請情報の一時保存を行う場合は、
[こちら](#)を参照してください。
- ② 「全てを選択」をチェックすると、画面に表示されている
全ての同乗者が選択されます。
※複数ページある場合は、「全てを選択」をチェックしても、
画面に表示されていない同乗者は選択されません。
- ③ 同乗者を検索する場合には、「同乗者氏名」または「同乗の目的」を
入力して「検索」ボタンを押すと、該当する同乗者が表示されます。
※部分一致検索が可能です。
※チェックをつけた同乗者は **検索** を押しても
チェックされた状態が維持されます。
- ④ 申請する全ての同乗者を選択した後、
入力情報の確認 を押してください。
入力した申請情報を確認する画面が表示されます。

12.新規申請【申請（届出）情報を確認する】1/2

入力した情報を確認し、申請書等を提出します。

入力した申請情報の確認

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

入力した各情報を確認の上、「申請提出」ボタンを押してください。
入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。
入力内容を一時保存したい場合は下部にある「一時保存」ボタンを押下してください。

手続き情報

手続き名

最低安全高度以下の高度での飛行（航空法第81条ただし書の規定による申請）

航空機の種類

回転翼航空機

申請先

東京空港事務所長

申請/届出

申請

①

手続き情報の修正

基本情報、飛行計画の概要

②

③

戻る

一時保存

申請提出

申請（届出）情報の最終確認を行います。

- ①入力内容に誤りがある場合は各情報の右下にある
●●の修正 を押し、修正してください。

※ ●●の修正 ボタンを押下すると該当する各画面に移動します。
各画面にて入力内容の修正後に画面最下段中央のボタンで、
本画面まで画面を移動させてください。

- ②申請情報を一時的に保存したい場合、
一時保存 を押してください。

なお、一時保存した申請等を再度編集する場合は、
[こちら](#)を参照してください。

※申請手続き中に120分以上操作を中断（何も操作しない状態）
されると、手続きのやり直しが必要になります。

- ③入力内容に問題がなければ 申請提出 を
押してください。提出前の確認のための
ダイアログが表示されます。

※【申請情報確認】画面にて、PDF出力・印刷等の外部出力を
行うことはできません。ブラウザの印刷機能をご利用ください。

12.新規申請【申請（届出）情報を確認する】 2/2

入力した情報を確認し、申請書等を提出します。（続き）

申請／届出を行います。
※以下のOKボタンの押下日が「申請日／届出日」となります。

OK キャンセル

OK を押した時点で「申請日/届出日」が自動付加され、申請先へ申請書等が提出されます。

申請提出完了

STEP 01 手続き選択 STEP 02 基本情報入力 STEP 03 申請別情報入力 STEP 04 申請情報確認 **STEP 05 申請提出**

申請／届出の提出を行いました。
ご登録いただいたメールアドレスに、申請／届出の提出確認に関するメールを送付しました。

申請情報の確認
メインメニュー画面の「申請情報一覧」から確認できますので、必要に応じてご利用ください。

メニュー画面へ

申請書（届出書）の提出確認に関するメールが送付されます。

- 正常に受信した場合、提出が完了した旨のメールが届きます。
- 受信に失敗した場合、システムで受け付けることができなかった旨のエラーメールが届きます。

申請書（届出書）を提出した際には、提出確認に関するメールを確認してください。
※メール内容のイメージは、次スライドを参照ください。

正常に受信すると、申請先で記載事項など内容確認を行います。

13.新規申請【提出完了のメールを確認する】

提出確認に関するメールの内容を確認します。

➤ 正常に受信した場合

【航空機運航情報処理システム】申請・届出提出のお知らせ

 国土交通省航空局航空機運航情報処理システム <information@aops.mlit.go.jp>
宛先

※このメールは航空機運航情報処理システムをご利用されている方に自動配信しております。
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

航空機運航情報処理システムをご利用いただきありがとうございます。

以下の申請・届出の提出が完了しました。
内容の確認が完了するまでお待ちください。

お心当たりが無い場合は以下の「よくある質問」からお問い合わせください。

■システム受付 No.

■申請・届出される手続名
79 条 / 81 条 / 89 条

■手続種別
新規申請

■申請先
国土交通省（本省）

➤ 受信に失敗した場合

【航空機運航情報処理システム】申請・届出受付エラーのお知らせ

 国土交通省航空局航空機運航情報処理システム <information@aops.mlit.go.jp>
宛先

※このメールは航空機運航情報処理システムをご利用されている方に自動配信しております。
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

航空機運航情報処理システムをご利用いただきありがとうございます。

申請・届出を受領しましたが、以下の理由により申請・届出をシステムに登録することができませんでした。

- ・同じ許可・届出に対して、同時に複数の手続は行えません。申請中（届出中）の手続きが完了後に、申請・届出の手続きを行ってください。
- ・複数タブ / 複数ブラウザで操作された方は、データが破損した可能性があります。再度、申請・届出の手続きを行ってください。

上記理由に心当たりのない方は、予期せぬエラーが発生した可能性があります。
時間を置いて、再度お試しください。提出先官署までお問い合わせください。

■お問合せ番号

受信に失敗した理由として、大きく以下2点の原因が考えられます。

- 1.過去の同じ許可・届出に対して、重複した申請等を行っている
- 2.複数タブ、複数ブラウザで操作した

上記の原因にお心当たりがない場合、[「よくある質問」](#)に記載のお問い合わせ先まで、以下情報を添えてご連絡ください。

「ログインID」「メール受信日時」「メール記載のお問い合わせ番号」
「利用端末（OS）」「利用ブラウザ」